

大仙市市内業者・準市内業者の認定基準

(目的)

第1条 この基準は、「大仙市入札参加有資格者の等級格付に関する基準」（平成17年5月2日。以下「格付基準」という。）第2条第1項で規定している「市内業者」及び「準市内業者」のうち、建設業者に係る認定に際し、必要な要件を明確にすることにより、公平かつ公正に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 「市内業者」とは、次条第1項各号で規定する要件を満たす業者をいう。

2 「準市内業者」とは、次条第2項に規定する要件を満たす業者をいう。

(建設工事における認定要件)

第3条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものを市内業者として認定する。

(1) 大仙市内（以下「市内」という。）で創業し、市内に本社機能を有する事務所を設置するものであって、次の要件を全て満たすものとする。

ア 商業登記簿（以下「登記簿」という。）上の「本店」であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定による「主たる営業所」であること。

ウ 複数の営業所を設置している場合には、市内に設置されている事務所の従業員数が最大であること。

(2) 市内で創業し、市内に前号に掲げるものと同等以上であると認められる営業所を設置するものであって、次の要件を全て満たすものとする。

ア 法第3条の規定による「主たる営業所」又は「従たる営業所」であること。

イ 地域に根ざした経済活動、貢献活動を行っており、その実績が顕著であること。

ウ 市内営業所に、継続的かつ恒常的な雇用関係にある社員又は常勤の役員であって、市内に在住する者がいること。

(3) 市内に第1号に掲げるものと同等以上であると認められる恒久的な営業所を有するものであって、次の要件を全て満たすものとする。

ア 前号のアからウまでの要件を満たすこと。

イ 事務所の土地及び建物が、自社又は自社の代表者、役員等の所有であること。

ウ 複数の営業所中従業員数が最大、又は市内営業所を設置してから25年以上が経過していること。

2 市長は、市内に営業所を設置し、次の要件を全て満たすものを準市内業者として認定する。

ア 前項第2号のアからウまでの要件を満たすこと。

イ 秋田県の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている業者（以下「県格付業者」という。）であること。

ウ 市内営業所等に在籍する技術者数が格付基準の別表第1に掲げる基準数（以下

「技術者保有基準数」という。)を満たすこと。

(建設工事事務所の要件)

第4条 市内業者及び準市内業者が市内に設置する事務所は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 法第7条第2号又は同法第15条第2号で規定する「その営業所で営業する許可業種に対応する専任の技術者」を設置していること。
- (2) 事務所が業法許可上の従たる営業所の場合にあっては、営業所の代表者が、建設業法施行令第3条で規定する使用人として届け出されていること。
- (3) 建設業の営業を行うために必要な土地・建物に専用のスペースがあり、その中に機械設備(パソコン・プロッタ・スキャナー)及び事務設備(机・イス・電話・コピー・FAX)など、事業を行うのに必要な当該業者専用の設備を有しているもので、他業者と兼用の設備でないこと。
- (4) 建設業の営業を行うための事務所として継続性をもつもの(「法人設立事業所設置申告書」で確認。)であり、事務連絡所や現場事務所・仮小屋等でないこと。
- (5) 通常の営業日においては、職員が常駐していること。
- (6) 次の各号に掲げる事項を全て事務所に勤務する職員が適正に履行していること。
 - ア 入札及び見積りについて、代表者又は受任者の名義のICカードを備え、秋田県電子入札システムの利用者登録を行っていること。
 - イ 当該事務所に在籍する職員の出勤状況について、当該事務所に常駐する職員が、日々、勤務地及び勤務時間を把握し、出勤簿に記録していること。
 - ウ 請負契約について、本社又は営業所等に専任の職員が契約事務を行い、かつ、契約書の原本又は原本の写し及び契約印を当該事務所に保管していること。
 - エ 請負契約の履行について、工事着手届、工事打合簿、下請負届、工事完成届等の提出書類を当該事務所で作成し、その原本又は原本の写しを保管していること。

(合併等による認定の特例)

第5条 大仙市の入札参加有資格者の2人以上が合併を行った場合で、合併会社が合併の効力が発生する日(以下「合併日」という。)以降に次に掲げる要件を満たす場合にあっては、合併等会社を市内業者又は準市内業者として認定することができる。

- (1) 合併会社において、合併日以前の関係会社のいずれかが合併日以前に市内業者の認定を受けていたこと。
 - (2) 合併会社が県格付業者であること。
 - (3) 合併日以降、合併会社が第3条第1項第1号アからウまでの要件を満たす事務所を市内に設置していること。
 - (4) 合併日以降、合併会社の市内営業所が法第3条の規定による「従たる営業所」であり、かつ、市内営業所が技術者保有基準数を満たすこと。
- 2 前項第1号から第3号までの要件を満たすものにあつては市内業者、前項第1号、第2号及び第4号を満たすものにあつては準市内業者として認定するものとする。
- 3 全ての建設業について譲渡した場合の譲受会社の取扱いについては、前項の規定について準用する。

(認定の申請)

第6条 市内業者及び準市内業者の認定を受けようとする業者は、定期の入札参加資格申請を行うとき又は市長が必要と認めるときは、大仙市市内業者・準市内業者認定申請書(様式第1号)に必要な事項に係る書類を添付して(以下、併せて「認定書類」という。)市長に提出しなければならない。

2 前条に規定する合併等による認定の特例を受けようとする業者にあつては、合併日以降速やかに認定書類を提出しなければならない。

(認定の可否の通知)

第7条 市長は、前条で規定する申請書の提出を受けたときは、第3条の要件を認定書類及び営業所実態調査等により確認し、大仙市入札契約資格等審査委員会(以下「審査委員会」という。)において審査し、審査結果を大仙市市内業者・準市内業者認定結果通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(認定要件を満たさなくなった者の取扱い)

第8条 第3条の要件のいずれかを満たさない状態になったことが、実態調査等により、明らかになった場合は、審査委員会に報告し、報告の日から3月を経過する日まで、入札参加資格を停止するものとする。

(認定の取り消し)

第9条 市長は、第8条の規定により認定を受けた者が、次の各号に掲げるいずれかに該当した場合には、その認定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為により認定を受けたとき。
- (2) 前条第1項の措置を受けながら、改善しなかったとき。
- (3) 重大な法令違反又は社会的な信用を失う行為を行ったと認められるとき。
- (4) その他市長が市内業者又は準市内業者として不相当と認めたとき。

(建設コンサルタント業務等における取扱い)

第10条 建設コンサルタント業務等においては、これに準じて認定を行う。

附 則

この基準は、平成25年11月1日から施行する。

平成 年 月 日

大仙市長 様

申請者
住所 〒

商号又は名称
代表者職氏名

大仙市市内業者・準市内業者認定申請書

大仙市内に本店・支店・営業所等（以下「市内営業所」という。）を設置し、大仙市
市内業者・準市内業者認定基準第 2 条で規定する市内業者または準市内業者の認定を
受けたいので、別紙及び添付資料を添えて下記のとおり申請します。

記

市内営業所の名称		
市内営業所の所在地	〒 大仙市	
市内営業所代表者の 役職・氏名 <small>(市内営業所が本社から委任を受ける場合に記載)</small>		
市内営業所の連絡先	担当者	
	電話番号	
	FAX番号	
	E-Mail	

大仙市市内業者・準市内業者認定申請に係る状況調書

会社名	
-----	--

1. 会社に係る事項

(1) 創業

創業地		創業年月日	
-----	--	-------	--

(2) 各法令に基づく登録

業種	登録の有無
建設工事	
主たる営業所の所在地	
建設コンサルタント業務等	
測量業務	
土木関係建設コンサルタント業務	
建築関係建設コンサルタント業務	
補償コンサルタント業務	
地質調査業務	
環境調査業務	

■添付書類

○商業登記簿謄本等

○秋田県知事又は国土交通大臣が発行する「建設業の許可について(通知)」

○東北地方整備局が証明する「登録証明願」
○東北地方整備局長が発行する「建設コンサルタントの登録(の更新)について(通知)」

○(社)秋田県建築士事務所協会会長が発行する「建築士事務所登録証明書」等
○東北地方整備局長が発行する「補償コンサルタントの登録について(通知)」
○東北地方整備局長が発行する「地質調査業者の登録(の更新)について(通知)」
○秋田県知事が発行する「計量証明事業登録証」等

(3) 秋田県入札参加資格者名簿への登録

業種	登録の有無
建設工事	
建設コンサルタント業務等	
測量業務	
土木関係建設コンサルタント業務	
建築関係建設コンサルタント業務	
補償コンサルタント業務	
地質調査業務	
環境調査業務	

○秋田県知事が発行する「建設工事入札参加資格審査の結果について(通知)」

○秋田県知事が発行する「建設コンサルタント業務等入札参加資格審査の結果について(通知)」

2. 市内営業所に係る事項

(1) 営業所の設置

商業登記簿上の登録区分		設置年月日	
-------------	--	-------	--

○商業登記簿謄本等

(2) 事務所の土地・建物の所有状況

土地	自社所有・その他()
建物	自社所有・その他()

○不動産登記事項証明書・賃貸借契約書等

○市内営業所の写真(※初回申請時のみ)

(3) 従業員

従業員数		人
うち技術者数		人
うち大仙市在住者数		人

○職員名簿

他営業所との相対的規模 (※会社が複数の営業所を設置する場合のみ)	複数の営業所中最大の従業員数 上記以外
--------------------------------------	------------------------

大仙総契一
平成 年 月 日

商号又は名称
代表者職氏名 様

大仙市長

大仙市市内業者・準市内業者認定結果通知書

さきに申請のあった貴社の大仙市における市内業者・準市内業者の認定について、
下記のとおり通知します。

記

認定審査結果

認定の区分

(不認定の理由)